

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成28年9月27日 05時35分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区の市川水路 千葉港葛南市川灯台から真方位130° 2.4海里付近 (概位 北緯35° 38.4′ 東経139° 58.3′)
インシデントの概要	砂利採取運搬船長栄丸は、北西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成28年10月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 長栄丸、484トン
船舶番号、船舶所有者等	131067、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風速 約1m/s、視程 約30m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：05時32分ごろ 千葉県市川市には、9月26日16時51分に濃霧注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、霧で視界が悪くなった状況下の市川水路を約3ノットの対地速力で北西進中、浅所に座洲した。 本船は、自力で浅所から離れ、千葉港葛南西部地区に入港した。 船長は、霧で視界が悪くなった際、レーダーで市川水路の両側端付近に設置された灯浮標の位置を確認していなかった。 本船の喫水は、船首約1.7m、船尾約5.3mであった。
分析	本船は、霧で視界制限状態となった市川水路を北西進中、船長が、レーダーで市川水路の両側端付近に設置された灯浮標の位置を確認していなかったことから、同水路から逸脱して浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、霧で視界制限状態となった市川水路を北西進中、船長が、レーダーで市川水路の両側端付近に設置された灯浮標の位置を確認していなかったため、同水路から逸脱して浅所に座洲したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・市川水路を航行する際は、水路の外側が急に浅くなっていることに留意し、両側端付近に設置された灯浮標の位置を確認しながら

	<p>ら、可能な限り中央付近を航行すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・狭い水道等で視界が制限された場合は、安全な速力とし、見張りを強化するとともに船位の確認に努めること。
--	--